

令和7年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

対馬市長 比田勝 尚喜

市町村名 (市町村コード)	対馬市 (42209)
地域名 (地域内農業集落名)	佐須地区 (椎根、小茂田、檜根、下原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域に中心経営体おり農地バンクを活用した集積も進んでいる農業法人4経営体と認定農業者2経営体が担うほか現在耕作している担い手以外から担い手に順次引き継ぎ、集積、集約化に努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としそば、かんしょ、肉用牛の経営が行われており、水稻、そば、かんしょの生産安定と肉用牛の規模拡大を進めていく。
・農業法人へ農地を集積し効率的な農地利用を行い収益拡大と雇用の拡大を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積、集団化を進め分散農地の集約化に向け農地利用最適化推進委員や事業推進員と調整し農地中間管理事業を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・新たな集積、集団化に当たっては農地利用最適化推進委員や事業推進員と調整し、所有者の貸付意向を配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備は実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外からの新規参入者等があれば担い手として受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業委託の取組は想定していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③経営面積が拡大するため、作業の省力化とオペレーターの負担軽減に向け田植機やトラクター、コンバイン等のアシスト機能付き機械の導入を進める。
- ⑨6次産業化品目について地域的にまとまり島外に出荷できる品目の検討をする。